

第12次交通安全基本計画の決定について

〔令和8年3月27日
中央交通安全対策会議
決 定〕

交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第22条の規定に基づき、
第12次交通安全基本計画を別紙のとおり決定する。